

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 8 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 26 日

岐阜県監査委員	澄	川	寿	之
岐阜県監査委員	安	井		忠
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

財務監査及び行政監査の結果

令和 7 年 9 月 26 日

1 監査の種類

- ・地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務監査
(同条第 4 項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和 6 年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、69 機関	
教育委員会	98 機関のうち、4 機関	
公安委員会	59 機関のうち、0 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、4 機関	計 382 機関のうち、77 機関（表 1 参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表 1 のとおり 18 機関において 6 件の指摘事項及び 17 件の指導事項が見受けられた。これらについては、表 2 のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表 1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日（方法）
					指摘	指導	検討	
1	知事直轄	秘書課	8 月 26 日	実地	—	—	—	7 月 28 日（実地）
2	総務部	行政管理課	8 月 21 日	実地	—	—	—	7 月 24 日（実地）
3		職員厚生課	8 月 4 日	実地	—	—	—	6 月 30 日（実地）
4		税務課	8 月 22 日	書面	—	—	—	7 月 31 日（書面）
5		管財課	8 月 26 日	実地	1	—	—	7 月 23 日（実地）
6	総合企画部	総合政策課	8 月 29 日	実地	—	1	—	8 月 7 日（実地）
7		SDG s 推進課	8 月 29 日	実地	—	—	—	7 月 29 日（実地）
8		地域振興課	8 月 6 日	実地	—	—	—	7 月 10 日（実地）
9		市町村課	8 月 6 日	実地	—	1	—	7 月 7 日（実地）
10		未来創成課	8 月 27 日	実地	—	—	—	7 月 10 日（実地）
11		情報システム課	8 月 27 日	実地	—	—	—	7 月 15 日（実地）

12	危機管理部	危機管理政策課	8月25日	実地	—	1	—	7月24日（実地）
13		消防課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
14	環境エネルギー生活部	省エネ・再エネ社会推進課	8月8日	実地	—	—	—	7月14日（実地）
15		廃棄物対策課	8月26日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
16		環境管理課	8月8日	実地	—	—	—	7月8日（実地）
17		県民生活課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
18		岐阜地域環境室	8月26日	実地	—	—	—	7月29日（実地）
19	健康福祉部	医療整備課	8月22日	書面	—	1	—	7月7日（書面）
20		国民健康保険課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
21		医療福祉連携推進課	8月19日	実地	1	1	—	7月17日（実地）
22		保健医療課	8月21日	実地	—	3	—	7月22日（実地）
23		生活衛生課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
24		薬務水道課	8月5日	実地	—	—	—	7月9日（実地）
25		地域福祉課	8月22日	書面	—	—	—	7月18日（実地）
26		高齢福祉課	8月21日	実地	—	1	—	7月18日（実地）
27		障害福祉課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
28	子ども・女性部	子ども・女性政策課	8月25日	実地	—	—	—	7月28日（実地）
29		子育て支援課	8月22日	書面	1	—	—	7月7日（書面）
30		子ども家庭課	8月25日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
31		私学振興課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
32	商工労働部	商業・金融課	8月8日	実地	—	—	—	7月8日（実地）
33		労働雇用課	8月19日	実地	—	—	—	7月17日（実地）
34		産業人材課	8月19日	実地	—	—	—	7月17日（実地）
35		企業誘致課	8月8日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
36		産業デジタル推進課	8月8日	実地	—	1	—	7月8日（実地）
37		産業イノベーション推進課	8月5日	実地	—	—	—	7月4日（実地）
38		地域産業課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
39	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ政策課	8月29日	実地	—	—	—	7月30日（実地）
40		観光資源活用課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
41		国際交流課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
42		文化創造課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
43		文化伝承課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
44		競技スポーツ課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
45		ねんりんピック推進事務局	8月22日	書面	—	—	—	7月18日（実地）
46	農政部	農政課	8月29日	実地	—	—	—	7月30日（実地）
47		農業経営課	8月22日	書面	—	2	—	7月7日（書面）
48		農産園芸課	8月7日	実地	—	—	—	7月7日（実地）
49		畜産振興課	8月26日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
50		家畜防疫対策課	8月4日	実地	—	—	—	7月4日（実地）
51		農村振興課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
52		里川・水産振興課	8月22日	書面	2	—	—	7月7日（書面）
53		農地整備課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
54	林政部	林政課	8月25日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
55		森林活用推進課	8月7日	実地	—	1	—	7月8日（実地）
56		県産材流通課	8月7日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
57		森林経営課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
58		森林保全課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）

59	県土整備部	建設政策課	8月25日	実地	—	—	—	7月28日（実地）
60		技術検査課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
61		道路建設課	8月7日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
62		砂防課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
63	都市建築部	都市政策課	8月29日	実地	—	1	—	7月30日（実地）
64		都市整備課	8月29日	実地	—	—	—	7月14日（実地）
65		建築指導課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
66		公共建築課	8月4日	実地	—	1	—	7月9日（実地）
67		住宅課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
68		都市公園課	8月7日	実地	—	—	—	7月7日（実地）
69		公共交通課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
70	教育委員会	義務教育課	8月6日	実地	1	—	—	7月15日（実地）
71		体育健康課	8月4日	実地	—	—	—	7月10日（実地）
72		学校安全課	8月4日	実地	—	1	—	7月7日（実地）
73		教育財務課	8月22日	書面	—	1	—	7月22日（実地）
74	部外事務局	出納事務局	8月27日	実地	—	—	—	8月4日（実地）
75		議会事務局	8月21日	実地	—	—	—	7月16日（実地）
76		選挙管理委員会事務局	8月6日	実地	—	—	—	7月7日（実地）
77		人事委員会事務局	8月5日	実地	—	—	—	7月1日（実地）
計	指摘事項等のあった機関数： 18 機関				6 件	17 件	0 件	

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2（指摘事項等の内容）

機 関 名	区 分	内 容
管財課	指摘事項	岐阜県県有自動車任意保険（単価契約）に係る契約事務において、一般競争入札が不落となった際に、契約審査会の審査を受けることなく予定価格を変更し、随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
総合政策課	指導事項	中部圏知事会分担金の一部返還に係る収入事務において、納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和6年5月28日から20日以内とすべきところ、令和6年6月28日としていたので、今後は適正に処理されたい。
市町村課	指導事項	物品の管理事務において、障がい者総合相談センターへの住民基本台帳ネットワークシステム機器調達、設置及び保守業務の委託契約により取得した物品（住民基本台帳ネットワークシステム機器一式）の物品登録が行われていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
危機管理政策課	指導事項	貸付物品に係る物品管理事務において、現物実査の際に貸付先から保管証明を徴収していないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
医療整備課	指導事項	寄託物品に係る物品管理事務において、現物実査の際に寄託先から保管証明を徴収していないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

医療福祉連携推進課	指摘事項	令和6年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められ、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料の全額を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。 1 仕様書に定める業務実施計画書について、提出を受けていなかった。 2 業務が終了していないにもかかわらず、履行期間終了前の日付の業務完了届を受理し、同日に完了検査を行っていた。
	指導事項	岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校校務支援システムの構築及び保守・運用業務委託に係る支出事務において、仕様書に基づき毎月末に該当月のシステム運用・保守の運用状況の報告を受けた上で、業務完了届の提出を受けるべきところ、同報告を受けないまま業務完了届を受理し、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
保健医療課	指導事項	前年度の傷害保険料の精算に伴う返還金に係る収入事務において、収入科目を（目）雑入とすべきところ、（目）過年度収入としていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	行政財産の目的外使用に係る管理費（3件127,405円）の収入事務において、県が電気料金を立て替えて支払うときはその支払日に調定すべきところ、最大で21日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	ぎふこころのLINE相談委託業務に係る契約事務において、一般競争入札にかかる予定価格の算定に当たり、当該業務の日数を1日誤ったことにより、設計金額を17,081,275円とすべきところ、誤って17,243,575円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなっていたので、今後は適正に処理されたい。
高齢福祉課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の処理を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
子育て支援課	指摘事項	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金に関する事務において、県が飛騨市（以下「同市」という。）から提出された変更交付申請書を見落とし、当該文書を国に進達しなかったため、令和6年3月31日までに同市になされるべきであった国の変更交付決定がなされなかったことにより、同市が当該変更交付決定に係る追加交付額相当分の交付を受けられなかったため、損害賠償金として追加交付額相当分295,000円が支払われていたため、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
産業デジタル推進課	指導事項	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付先の事業者から借受書を徴していないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農業経営課	指導事項	公務中に乗用草刈機を操作した際、石が飛散したことにより、岐阜県就農支援センターの事務・研修棟の窓ガラスを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料44,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な処理を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

里川・水産振興課	指摘事項	令和５年度清流長良川あゆパーク指定管理料の返還に係る収入事務において、精算額の確定日に行うべき調定（１件262,673円）が１か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	県が管理する木製標柱が風により倒壊したことにより、走行中の車両１台を損傷させた１件の毀損事故について、損害賠償金として563,795円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
森林活用推進課	指導事項	概算払されたぎふ森のある暮らし推進協議会負担金の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について、収支等命令者が行うこととされている確認が行われていなかったもので、今後は適正に処理されたい。
都市政策課	指導事項	物品の管理事務において、中京都市圏総合都市交通計画協議会からの借入物品（パソコン）について、借入れをする物品の内容を明らかにした書類が作成されていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
公共建築課	指導事項	物品の処分及び不用品の売払いに係る事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 不用決定に必要な手続を行わないまま売却されているものがあつた。 2 収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定先及び売却予定価格を定めるべきところ、これを定めていなかった。
義務教育課	指摘事項	令和６年度に開始した岐阜県公立学校教員確保推進事業補助金の支出事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 当該補助金の変更交付決定及び奨学金返還支援契約の変更手続を行わないまま、補助対象者から提出された実施状況報告書及び請求書に基づき、交付決定通知書に規定する令和６年度の補助予定額及び契約書に定める令和６年度の支援額を超える金額を支払っていた。 2 補助金の交付決定自体は債務負担行為に係る支出負担行為であり、交付額決定の変更に併せて債務負担行為に係る支出負担行為の整理を行うべきところ、これがなされないまま補助金を交付していた。
学校安全課	指導事項	あったかい言葉かけ県民運動啓発用リーフレット印刷に係る支出事務において、仕様書に基づき納入先の機関の職員が補助検査を行った受領書の提出を受けた上で、納品書の提出を受けべきところ、同受領書の提出を受けないまま納品書を受領し、検査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。
教育財務課	指導事項	物品の管理事務において、購入したディスプレイ２台の物品登録が行われていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。